

市認定指定袋制について

■市認定指定袋制とは

- 市がごみ袋の透明度、材質、袋表面の印刷内容等の規格を定め、市が袋製造業者から申請されたごみ袋を認定し、認定されたごみ袋は市内のスーパー、ホームセンター、酒販店、コンビニエンスストア、薬局などの小売店で自由な価格（一般的には1枚10円程度）で販売される。このごみ袋代にはごみ処理費用は含まれない。
- 多くの市では袋製造メーカーが小売店に卸してごみ袋を販売しているが、兵庫県三田市のように、市が袋製造メーカーから購入し、市内小売店でそれを委託販売している例も見られる。
- ごみ袋は、1種類のみもあれば、大・中・小等の数種類を指定袋としている場合もある。

〔豊中市〕 10ℓ、15ℓ、30ℓ、45ℓの4種指定袋で可燃ごみから資源ごみ全てに共通使用可能

〔尼崎市〕 3つ（10ℓ、30ℓ、45ℓ）の大きさに全ごみ種共通

〔大津市〕 45ℓのごみ袋1つのみで全ごみ種共通

○豊中市のごみ袋の例

【別紙1】

注1. 寸法aは、縦寸法の1/4、寸法bは、横寸法の1/6とする。

注2. 文字等の大きさ、レイアウトは問わないが、承認申請時に印刷レイアウト図を提出すること。

注3. 網掛け部分は該当するものを記入。

注4. ****には承認番号を記入すること。